

令和5年度（2023年度）
吹田市障害児施設等整備補助事業

補助事業者募集要項

令和5年6月

吹田市

児童部 子育て政策室

1 趣旨

障がい児が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第2期吹田市障がい児福祉計画」（以下「障がい児福祉計画」という。）に基づき、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助協議対象となる、障害児施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和5年度に選定する整備事業者は、令和6年度に障害児施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害児施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

次世代育成支援対策施設整備交付金は、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年4月1日こども家庭庁発●第●号こども家庭庁長官通知（以下「国庫補助要綱」という。））」に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設及び内容

- (1) 国庫補助要綱6（5）の表(1)ウに規定する施設のうち、同表に規定する設置主体により設置された施設
- (2) 国庫補助要綱5の表で規定する整備内容であるもの
- (3) 本市の障がい児福祉計画その他本市の障がい者等施策における方針に適合しているもの

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
- (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和5年6月23日～令和5年7月31日
市への協議書提出	令和5年8月31日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和5年10月上旬～11月中旬頃
選定結果の通知	令和5年11月下旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和6年3月頃
国庫補助協議	令和6年3月以降
国庫補助金交付内示	令和6年6月頃

7 申請手続

(1) 事前相談

ア 受付期間

令和5年6月23日（金）から令和5年7月31日（月）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

吹田市児童部子育て政策室 発達支援担当

（詳細は、11 問い合わせ先（相談先・提出先）をご参照ください。）

ウ 方法及び順序

電話、メール等で連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

(2) 申請

ア 受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

（1）イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

8 提出書類の作成、提出にあたって

(1) 書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

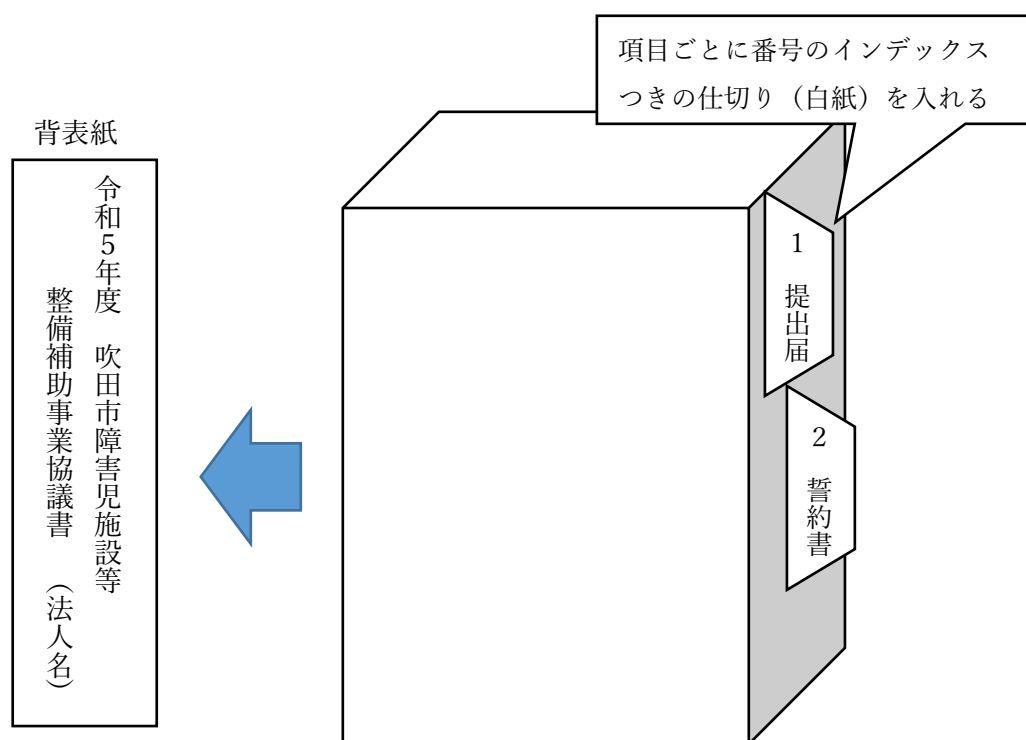
イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫補助協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

(ア) 各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

(イ) 書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。

(ウ) 各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和5年度吹田市障害児施設等整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和5年度吹田市障害児施設等整備補助審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

(3) 選定方法

合計点数から審査基準「Ⅱ 障がい児福祉計画との関連性等」の点数（50点）を除いた点数において、各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して算出した数値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。
また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

- (1) 本募集要項のほか、国庫補助要綱及び国庫補助要綱に付随する資料（質疑応答集や通知等）を熟読してください。
- (2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更等が生じ、国庫補助協議で変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。
- (4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）
- (5) 選定された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- (6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (7) 国の令和5年度補正予算による国庫補助の追加募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫補助協議を行います。（この場合、スケジュールが前倒しになります。）募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所

・児童部 子育て政策室 発達支援担当（低層棟2階 211番窓口）

電話：06-6170-7224（直通）

FAX：06-6368-7349